

原告並びにご支援下さいました皆様へ

すでに報道各社からも報道がありましたように、日本時間の1月24日(木)夜、アメリカ連邦地方裁判所において、沖縄ジュゴン米国NHPA(文化財保護法)訴訟につき勝訴判決が下されました。このような素晴らしい勝訴判決を得ることができましたのも、本裁判について、原告として名乗りを上げて下さった、個人並びに諸団体の皆様、運動面・学術面でかけがえのないご支援、ご協力を下さいました皆様のおかげです。共にこの裁判を戦って来てくださった皆様に心より御礼申し上げます。

本判決は、米国防総省が、普天間代替基地の建設にあたりジュゴンに対する配慮を行っていないこと、従って、現状においては、米国文化財保護法違反であると、明確に判断したものです。

また、本判決は、被告等に対し、90日以内に、ジュゴンに対する配慮を行っていく前提として、所定の情報を書面で裁判所に提出するよう求めており、裁判所は、今後も、国防総省らがジュゴンに対する配慮を適切に行っていくのかどうかを見守ることになります。

従って我々としては、本裁判手続きにおいて、被告等が適切な配慮を行うように、この問題にかかわる様々な団体、個人の意見、情報を集約させるべく、強く働きかけていくこととなります。

また、既にご存知のとおり、日本国内のアセス手続きについては、杜撰な方法書に対する非難が集中しているにもかかわらず、日本政府は、計画の変更も中止もないことを断言しており、予断を許さない状況です。

今後ますます、皆様の知恵と力を結集して、戦っていかなければなりません。弁護団一同、今後も引き続いて、本件について全力で取り組んでまいります。何卒、これまでも増して、皆様のご支援、ご協力のほどよろしく御願い申し上げます。

2008年2月吉日

ジュゴン弁護団長 弁護士 新垣 勉
弁護団員 一同

* 判決文については、JELFのHP (<http://www.jelf-justice.org>)にてご確認いただけます。

* 米国のEarthjusticeとCBD(Center for Biological Diversity)からは、以下のページにて確認されるコメントがでています。

<http://www.earthjustice.org:80/news/press/2008/federal-judge-rules-against-us-defense-department-plans-for-airbase-in-habitat-of-okinawa-dugong.html>